

年 月提出
 財務局等名
 地方整備局等名

庁舎敷地の取得等予定及び営繕計画										現 有 施 設												
省 庁 名		会 計 名		整理番号		所在地		種 目		数 量		相続税評価額		千円								
部 局 名				実計対象経費				所有別及び所有者		借受料		千円/年										
庁舎等の取得等予定	土 地	予算科目		用途		取得等時期		年度予定		土 地	用途地域等		建べい率		() %		容積率		() %			
		口座名		用途		金額		千円			利用計画等											
		所在地		取得等時期		金額		千円			構造		規模		建 延		m ²		m ²			
		取得等方法		金額		千円					所有別及び所有者		借受料		千円/年							
		種 目		数 量		m ²					区分		実人員		換算人員		その他特記事項					
		相手方		備 考							計											
		都市計画に定められた地域区域		法定建べい率		%		法定容積率			%											
		法定容積率が制限されることとなる法令による規制等																				
		建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等																				
		取得等方法		金額		千円																
構造		規模		建 延		m ²																
相手方		用途																				
建物の容積率		%		利用率		%																
備 考																						
その他の土地利用計画																						
取得等の理由																						
コスト比較		保有コスト		賃借コスト		差額		備考														
		億円		億円		億円																
理財局審査結果																						
判定																						
判定理由																						

(注) 本調書には、位置図 (5,000分の1程度の市街図) 及び配置図 (土地の利用計画を明らかにしたもの) を添付する。

財務局等名
地方整備局等名

現 有 施 設						現 有 施 設					
所在地						所在地					
土 地	種 目	数 量	m	相続税評価額	千円	土 地	種 目	数 量	m	相続税評価額	千円
	所有別及び所有者	借受料		千円/年			所有別及び所有者	借受料		千円/年	
	用途地域等	建ぺい率	() %	容積率	() %		用途地域等	建ぺい率	() %	容積率	() %
	利用計画等						利用計画等				
建 物	構 造	規 模		建	m ²	建 物	構 造	規 模		建	m ²
		延		延	m ²			延		延	m ²
	所有別及び所有者	建築年次	年		所有別及び所有者		建築年次	年		借受料	千円/年
職 員 及 び 換 算 人 員	区 分	実人員	換算人員	そ の 他 特 記 事 項		職 員 及 び 換 算 人 員	区 分	実人員	換算人員	そ の 他 特 記 事 項	
	計						計				

(備考) 本調書には、位置図 (5,000分の1程度の市街図) 及び配置図 (土地の利用計画を明らかにしたもの) を添付する。

(別紙様式 1 : 庁舎等の取得等予定に関する調書)

作成要領

- 1 「整理番号」欄は、財務局等の別、各省各庁の部局別（内閣、内閣府の場合においては統括部局別。）、会計別に分類し一連番号を記載する。
- 2 「庁舎等の取得予定」欄のうち、「土地」欄については次により記載する。
 - (1) 「予算科目」欄は、当該要求に係る予算支出科目（会計名、所管、組織、項、目、目細分等）を記載する。

「実計対象経費」欄は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費の場合には、○を付す。
 - (2) 「口座名」欄は、取得等予定の土地が所属することとなる口座名を記載する。

ただし、取得等の方法が、普通財産又は他省庁若しくは他の部局の行政財産を使用（以下「使用承認」という。）し、あるいは、民公有地を借り受け使用（以下「民公有地借受」という。）するものにあつては、建物の口座名を記載する。
 - (3) 「用途」欄は、取得等予定の土地の具体的な用途を記載する。
 - (4) 「所在地」欄は、取得等予定の土地が現有施設の土地と同一のときは「現有土地に同じ」と記載する。
 - (5) 「取得等時期」欄は、土地の取得等が数年度にわたる予定のものについて、例えば、「15～17」と記載する。
 - (6) 「取得等方法」欄は、本文記の第 1 の 1 の (1) イの中から該当するものを記載する。

(注 1) 使用承認、民公有地借受、所管換及び所属替の場合は、有償又は無償の別を記載する。

(注 2) 使用承認又は民公有地借受を継続して建物等の新築等を行う場合は、（継続）と記載する。

(注 3) 相互に所管換及び所属替するものについては、例えば、「相互有償所管換」と記載する。

(注 4) 現有施設の土地において建替え等を実施する場合は「現在地使用」と記載する。
 - (7) 「金額」欄は、有償により取得しようとする場合は概算価額、無償により取得しようとする際及び現在地を使用する場合は相続税評価額、民公有地借受の際は借料年額を記載する。
 - (8) 「数量」欄は、取得等予定の面積を記載する。この場合、現在地を使用するときは、その所属口座のうち使用する部分の面積を（ ）書で記載する。

また、数年度にわたって取得等をするものについては、取得等を予定している全体面積を記載する。

なお、面積の算定に当たっては、「新営一般庁舎面積算定基準」によるものとし、これにより難しいものについては、その算定根拠を明示する。
 - (9) 「備考」欄は、予算措置を要しないものについて「☒不要」と記載する。
 - (10) 「都市計画に定められた地域区域」欄は、取得等予定の土地に関して、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた同法第 8 条第 1 項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
 - (11) 「法定建ぺい率」欄及び「法定容積率」欄は、取得等予定の土地について、都市計画で定められた建ぺい率及び容積率をそれぞれ記載する。
 - (12) 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等」欄は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 2 項に規定する前面道路の幅員による制限等の法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。
 - (13) 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地

等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分等の有無及び有の場合におけるその内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。

3 「庁舎等の取得予定」欄のうち、「建物」欄は、取得する予定の建物（土地の取得等に伴い、既存建物を使用することとなる場合は、当該建物を含む。）の概要について、次により記載する。

(1) 「取得等方法」欄は、本文記の第1の1の(1)口の中から該当するものを記載する。
(2) 「金額」欄は、有償による取得の際は取得のための概算額、無償による取得の際は、当該財産の台帳価格、民間施設の借受の際は、借料年額を記載する。

(3) 「構造」欄は、建物の種別、構造及び階数を次の例のように記載する。

- ・庁舎 鉄筋コンクリート造地上3階建 : 庁舎RC-3
- ・寮 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下2階建 : 寮SRC-8-2
- ・付属棟 鉄骨造地上3階地下1階建 : 付属棟S-3-1
- ・車庫 コンクリートブロック造平屋建 : 車庫CB-1

(4) 「規模」欄は、取得等予定の土地に取得する予定の建物の建築面積及び延べ面積のそれぞれの合計を記載する。

なお、現在地を使用する場合において、既存の建物等がある場合は、それらの建物等も含めた数量を()書で記載する。

また、面積の算定に当たっては、「新営一般庁舎面積算定基準」によるものとし、これにより難いものについては、その算定根拠を明示する。

(注) 当該年度に建築する予定の建築面積を「備考」欄に付記する。

(5) 「計画工期」欄は、建物の建築予定年度を、例えば、「15~17」と記載する。

(6) 「建物の容積率」欄は、当該建物の延床面積（現在地における建物の取得の場合で、既存の建物等がある場合については、それらの建物等も含む全体の延床面積。）の敷地面積に対する割合を記載する。

(7) 「利用率」欄は、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。

(8) 「備考」欄は、予算措置を要しないものについて「☒不要」、調査費のみを予算措置しようとするものについて「☑」と記載する。

4 「その他の土地利用計画」欄は、取得等に伴い使用することとなる既存建物がある場合は、当該建物の構造、規模を記入するほか、建物以外の土地利用計画がある場合、例えば、運動場、駐車場等の別とそれぞれの面積を記載する。

5 「取得等の理由」欄の上欄には、庁舎等の取得等を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合には、適宜の表現により記載する。

- (1) 建物老朽 (2) 建物狭あい (3) 位置・環境不適合
- (4) 公(私)法上の規制 (5) 借受解消 (6) 設備不備、建物・敷地の不適合
- (7) 機構新設 (8) 機構改編 (9) 敷地狭あい
- (10) 移転要請 (11) 集約立体化 (12) 移転再配置

また、下欄には、取得等を必要とする理由及び取得等の見通しをできるだけ具体的に記載する。

なお、交換、相互所管換及び相互所属替の場合には、交換等により渡す財産の口座名、区分、数量及び相手方の用途を付記する。

6 「コスト比較」欄は、次により記載する。

別に送付する資料に基づき、建替え等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストを算出し、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額を記載する。なお、比較の対象となる民間施設が存しないなどの場合は、備考欄にその旨を記載する。

7 「現有施設」欄は、次により記載する。

なお、合同庁舎の場合には、「現有施設」欄を「入居予定官署」と読み替えて作成する。
また、合同庁舎及び総合庁舎（同一の省庁に属する2以上の官署を集約するもの）を取得しようとする場合は主たる官署の現有施設について記載し、他の官署の現有施設は別紙様式（その2）に記載する。

(1) 「所有別及び所有者」欄は、次により記載する。

イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは「国自」と記載する。

ロ 使用承認を受けているものは「国借」と記載し、相手方省庁名又は部局名及び所属会計名を（ ）書で記載する。

ハ 地方公共団体から借用しているものは「公借」と記載し、相手方公共団体名を（ ）書で記載する。

ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用するものは「民借」と記載し、相手方名を（ ）書で記載する。

(2) 「用途地域等」、「建ぺい率」及び「容積率」の各欄は、上記2の(9)及び(10)と同様に記載する。

なお、「建ぺい率」欄及び「容積率」欄については、現有の建物の全体面積に基づいて算出したものを（ ）内に記載する。

(3) 「利用計画等」欄は、土地の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について記載する。ただし、取得等方法が「現在地使用」のものは除く。

(4) 「構造」欄は、現有建物について、上記3の(3)と同様に記載する。

(5) 「規模」欄は、現有建物の建築面積及び延べ面積のそれぞれの合計を記載する。既存建物を使用することとなる場合は、当該建物面積等を（ ）書で併記する。

(6) 「建築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものにあつては、例えば、「15～17」と記載する。

(7) 「職員数及び換算人員」欄は、「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき、調書作成年度の4月末定員について、「区分」欄に局長級、課長級、一般級等の区分を、「実人員」欄にそれぞれの区分に分類した職員数を、「換算人員」欄に区分毎の換算率を乗じて算出した数値を記載する。

(8) 過去の監査指摘において、建替時等に是正を図ることとされているものについては、「その他特記事項」欄にその旨を記載する。

8 「理財局審査結果」欄は、記載しない。

中期整備予定調書(年度予定分)

部局名 (会計名)	整備計画								現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村コード	土地	建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建ぺい率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積		

(備考) 本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

(別紙様式2：中期整備予定に関する調書)

作成要領

- 1 本表の作成に当たっては、表形式の変更は行ってはならない。
- 2 本表は取得等予定年度ごとに作成すること。
- 3 各項目は以下に留意して記載すること。
 - (1) 2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地(口座名)」欄の1行に複数の施設を記載すること。
 - (2) 「部局名(会計名)」欄は、取得後の国有財産管理部局を記載し()書きで所属する会計名を記載する。
なお、全部借受の場合も同様の取扱いとする。
 - (3) 「整備計画」欄について
 - ① 「所在地(口座名)」欄は、整備予定地の所在地を住居表示で記載することとし、番地まで記載する。口座名は、国有財産台帳記録時の口座名を記載する。
なお、全部借受によるものは()書きで官署名を記載する。
 - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
 - ③ 「取得方法及びその見通し」欄は、購入、新築、交換、所管換等の事由を記載(複数掲上することも可)し、取得の見通しについては、その見通しを簡記することとする。特に、所管の異動を伴うもの、敷地購入するもの等については、相手方との折衝状況等について簡記する。
 - (4) 「土地」欄
 - ① 「面積」欄は、取得等しようとする土地数量を記載する(小数点以下切捨て)。
 - ② 「用途地域、建ぺい率・容積率」欄のうち、用途地域については都市計画で定められている用途地域及び地区等の内容を記載し、建蔽率、容積率については()書きで建築基準法で定められている建蔽率及び容積率をそれぞれ記載する。
 - (5) 「営繕計画」欄
 - ① 「構造、階数」欄は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年5月法律第115号)」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

{	・鉄筋コンクリート造：RC ・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：SRC ・コンクリートブロック及びれん瓦造：CB ・木造及び木造モルタル造：W ・鉄骨造：S
	※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。
 - ② 「建面積・延面積」欄は、取得等予定の建物の建築面積及び延床面積を記載する。なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
 - ③ 「工期」欄は、建物の建築工期予定年度を記載する。
 - (6) 「整備理由」欄は、土地の取得等及び建物営繕計画を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合は、適宜の表現により記載する。
○建物老朽 ○建物狭あい ○位置・環境不適 ○都市計画 ○借受解消
○設備不備・不適合 ○機構新設 ○機構改革 ○敷地狭あい ○移転要請
○集約立体化 ○移転再配置
 - (7) 「現有施設」欄は、次に留意して記載する。
なお、2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地(口座名)」欄の1行に複数の施設を記載すること。
 - ① 「所在地(口座名)」欄は、都道府県、市区町村まで記載し、口座名は国有財産台帳に記録されている口座名を記載する。
なお、全部借受によるものは口座名欄に()書きでビル又はアパート名を記載する。
 - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を

記載する。

(8) 「土地」欄

① 「所有区分」欄は、次により記載する。

- イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは、「国自」と記載する。
- ロ 使用承認を受けているものは、「国借」と記載し、相手方省庁名（会計名）を（ ）書きで記載する。
- ハ 地方公共団体から借用しているものは、「公借」と記載し、相手方地方公共団体名を（ ）書きで記載する。
- ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用しているものは、「民借」と記載し、相手方名を（ ）書きで記載する（民間人の場合は個人と記載する。）。

② 「面積」欄は、現有施設の土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

(9) 「建物」欄

① 「構造、階数」欄は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第115 号）」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

- ・鉄筋コンクリート造：RC
- ・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：SRC
- ・コンクリートブロック及びびれん瓦造：CB
- ・木造及び木造モルタル造：W
- ・鉄骨造：S

※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。

- ② 「建面積・延面積」欄は、現有建物の建築面積及び延床面積を記載する。なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
- ③ 「築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものについては、例えば「S40～45」と記載する。

(10) 「施設整備後の処理計画」欄は、新たな施設の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について簡記する。

なお、現有施設の土地を使用しての新たな庁舎等の取得等については、（現在地使用）と記載する。

（例）「売払（○年度）」

(11) 「財務省（財務局）意見」欄は、記載しない。